

令和5年度 第2回 桑名市中小企業競争力強化補助金 補助金交付要綱（内規）

（目的）

第1条 原油・ガス・電気等のエネルギー価格や原材料費の高騰、急速に進むデジタル化やグリーン化への対応など、企業活動に様々な影響を及ぼしている。このため、桑名市内の中小企業の競争力を維持・強化することで持続的な事業所経営を支援することを目的として、予算の範囲内において令和5年度 第2回桑名市中小企業競争力強化補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、桑名市補助金等交付規則（平成16年桑名市規則第54号）の規定を準用するほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「中小企業等」とは、別表1に掲げるいずれかに該当する者をいう。

2 この要綱において「補助事業者」とは、本補助金の交付を受けた中小企業等をいう。

（補助対象事業者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業等であって次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に主たる事務所又は事業所を有しているもの
- (2) 市税を滞納していないこと

（補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、前条に掲げる者が実施する次に掲げるいずれかに該当する事業とする。

- (1) 省エネルギー機器や再生可能エネルギー装置の導入等によるエネルギー費用の負担削減の取組（自社工場等で消費する電力を太陽光発電装置等の導入により補填する場合は補助対象となる。ただし消費電力以上の余剰分を売電する場合は補助対象とならない。）CO2排出量等の見える化の取組
- (2) 省力化・作業効率化・生産能力増強等に向けた設備導入による生産性向上の取組
- (3) DXの導入、IT化による生産性向上の取組
- (4) サプライチェーンの強靱化のための部素材の内製化、製造工程の見直し等による事業再構築の取組
- (5) 需要が見込める分野にシフトして収益の柱を作る事業再構築の取組
- (6) 新商品・新サービスの開発、新事業の立ち上げ等による事業再構築の取組
- (7) 新たな需要が見込める既存商品のブランド力強化による販路開拓の取組
- (8) 新たな顧客層の掘り起こしにつなげるための販路開拓の取組
- (9) その他エネルギー価格等の高騰に対応するため、中小企業等が実施する生産性向上、業態 転換の意欲的な経営向上の取組で、桑名商工会議所が適当と認めるもの

（補助対象経費等）

第5条 補助対象経費は、前条に規定する外注費（消費税を含まない。）、機器・設備等に係る取得価額（消費税を含まない。）とする。

2 補助金の交付の対象となる経費は、前条に掲げる事業に必要な経費（消費税を含まない。）であるものとする。

3 桑名商工会議所会頭は、前条に掲げる事業のうち、必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において補助金を交付する。

4 第3項の補助金は、同一事業者が同一内容で本制度以外の国・県・市等が助成する他の制度（補助事業や委託事業等）を活用して重複する補助事業を実施している場合には、本補助金の対象外とする。

（補助率等）

第6条 補助率は、補助対象経費の3分の2以内とする。

2 補助金額は、5万円を下限とし、40万円を上限とする。

3 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、桑名市中小企業競争力強化補助金 補助金交付申請書（様式第1・2号）に必要な書類を添付して、桑名商工会議所会頭に申請しなければならない。

2 交付申請の受付は、予算額の到達に伴い停止する場合がある。

(交付決定)

第8条 桑名商工会議所会頭は、交付申請書の提出があった場合は、申込順で受付とするが提出書類の完備を以て受付完了とし、当該交付申請書の内容を審査するものとする。審査により補助金を交付すべきものと認められたときは、補助金の交付の決定を行い、桑名市中小企業競争力強化補助金補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 桑名商工会議所会頭は、前項の交付決定にあたって、必要な条件を付することができる。

3 予算額に応じて申請額より減額して交付決定する場合がある。

(状況報告等)

第9条 補助事業者は、当該補助事業が予定の期間内に完了しない場合は、速やかに桑名商工会議所会頭に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の中止または廃止と変更及び承認)

第10条 補助事業者は、補助事業の中止または廃止、もしくは内容又は補助対象経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ、桑名市中小企業競争力強化補助金補助金変更申請書(様式第4号)に必要な書類を添付して桑名商工会議所会頭に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次項に定める軽微な変更の場合にあっては、この限りでない。

2 前項の規定における軽微な変更とは、次に掲げる各号に定める場合以外の変更をいう。

(1) 補助事業の内容を著しく変更する場合

(2) 新たな経費区分が発生する場合又は経費区分ごとの額の増加が3割以上の場合

(3) 補助事業の補助対象経費の変更が3割以上の場合

3 桑名商工会議所会頭は、第1項の承認にあたっては、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。変更の承認をするときには桑名市中小企業競争力強化補助金補助金変更承認書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第11条 桑名商工会議所会頭は、第10条の規定による補助金の中止または廃止の承認をした場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第1項の交付の決定の全部、もしくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要領、又は本要領に基づく桑名商工会議所会頭の処分に違反、もしくは桑名商工会議所会頭の指示を履行しない場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合

(4) 補助事業者が、同一の事業に対して、国、三重県(三重県が出資又は出捐する団体を含む。)、市町その他これに類するものから補助金等の交付を受けている場合

2 桑名商工会議所会頭は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部、又は一部の返還を命ずるものとする。

3 桑名商工会議所会頭は、前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から15日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴することができるものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了(第10条の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)したときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和6年9月17日のいずれか早い日までに、桑名市中小企業競争力強化補助金補助金実績報告書(様式第6号)に必要な書類を添付して桑名商工会議所会頭に提出しなければならない。ただし、桑名商工会議所会頭が必要と認めるときは、改めて提出期限を定めることができる。

(補助金の額の確定等)

第13条 桑名商工会議所会頭は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び

必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第8条第1項に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、桑名市中小企業競争力強化補助金 補助金交付額確定通知書（様式第7号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

- 2 桑名商工会議所会頭は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を付してその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（補助金の支払い）

第14条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者からの補助金交付請求書記載の金融機関口座に振込支払うものとする。

（補助事業に係る経理）

第15条 補助事業者は、補助事業に係る経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、桑名商工会議所会頭の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（財産の管理等）

第16条 補助事業者は、補助事業（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対象経費を含む。）により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

（財産処分の制限）

第17条 補助事業者は、この補助事業により取得した機械装置等を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合には、事前に桑名商工会議所会頭の承認を受けなければならない。

- 2 桑名商工会議所会頭は、前項の規定により承認した当該機械装置等の処分により収入があったときは、補助事業者に対し、その全部又は一部を市に納付させることができる。

- 3 前2項の規定は、交付決定を受けた年度の終了後5年間適用する。

（補助事業完了後の報告等）

第18条 桑名商工会議所会頭は、補助事業の成果について、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、随時の報告及び関係資料の提出を求めることができるものとする。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、桑名商工会議所会頭が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月31日から施行する。

別表1（第3条関係）

中小企業等に該当する者

1 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

業種	以下のいずれかを満たす会社又は個人	
	資本金	常時使用する従業員
① 製造業・建設業・運輸業その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5千万円以下	100人以下
④ 小売業	5千万円以下	50人以下

2 以下に該当する者

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第6号～8号に規定する組合等	企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの
中小企業等経営強化法第2条第6項に規定する一般社団法人	政令で定めるもの
右に掲げる要件を満たした特定非営利活動法人	①法人税法（昭和40年法律第34号）上の収益事業（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第5条第1項に規定する34事業）を行っていること ②認定特定非営利活動法人でないこと ③常時使用する従業員が300人以下であること